

黒潮町プレミアム付商品券

購入引換券の配布 および 販売を開始します

購入対象者のうち、非課税者分の申請をいただいている方と子育て世帯(3歳未満のおさまがいる世帯)の世帯主の方に、9月上旬から「黒潮町プレミアム付商品券(以下、商品券)」の購入引換券を配布します。

商品券は9月24日(火)から販売開始します。購入の際は購入引換券を役場本庁または佐賀支所の商品券窓口にお持ちください。購入上限額までの商品券を購入することができます。

なお、購入申請書は令和2年2月28日まで受付しますので、購入を希望される方は期日までに役場本庁または佐賀支所の商品券窓口まで申請書をご提出ください。

購入引換券

738-01X 黒潮町電子課(役場本庁) #000001 (黒潮町 使用権)

バーコード

黒潮町プレミアム付商品券購入引換券

高知県黒潮町

購入者氏名 黒潮 太郎 様
 購入者住所 高知 県幡多郡黒潮町
 購入単位 4000円(商品券利用可能額5000円)
 購入回数 5回 ※一度の購入で複数回分購入可能

(購入時の注意事項)
 この購入引換券は、非課税者分のみで、大切に保管してください。
 申請書(申請書)に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。
 また、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。
 申請書に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。
 申請書に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。

(黒潮町 域外転出者の方へ)
 本購入引換券は、以下の購入引換券と同様に、お住まいの自治体(市町村)の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。
 申請書に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。
 申請書に記載の住所、氏名、年齢等と、申請書に記載の住所、氏名、年齢等と一致するものをご確認ください。

(購入確認欄) 画の定める方法以外の方法による購入確認の訂正は有効です。

※ 購入3 枚数交付後、購入対象者向けに配布します。この用紙がなくなった場合は、本購入引換券を回収してください。

よくあるご質問

Q. 商品券はいつから購入できる?
 A. 9月24日(火)から役場本庁または佐賀支所の商品券窓口で販売開始です。

Q. 商品券が使用できる期間は?
 A. 10月1日(火)から令和2年3月31日(火)です。

Q. 黒潮町内の店舗でしか使用できない?
 A. はい。黒潮町内の取扱登録した店舗でのみ使用できます。店舗の詳細は購入引換券に同封の一覧表または町公式ホームページでご確認ください。

Q. 申請から商品券購入までの流れは?
 A. 下記をご参照ください。

Q. 商品券は必ず買わないといけないの?
 A. いいえ。申請しても必ず購入する必要はありません。

Q. 商品券は必ず2万円(商品券2万5千円分)購入しないといけないの?
 A. 商品券は、1冊4千円(商品券5千円分:千円×5枚つづり)です。1冊から最大5冊2万円(商品券2万5千円分)までご購入できます。

子育て世帯分は
申請不要です。

商品券利用までの流れ

今月はこの「購入引換券」を送ります。

- 1

申請する
 ※非課税者分のみ
 - ・非課税者分の対象になる方に商品券購入引換券交付申請書をお送りしています。
 - ・商品券の購入を希望される方は、申請書に必要事項を記入して、返送・提出してください。
 - ・申請期間：令和2年2月28日まで
- 2

商品券の購入引換券が届く
 - ・非課税者分の対象になる方のうち、申請をいただいた方と子育て世帯の世帯主の方に**購入引換券**が届きます。
- 3

商品券を購入する
 - ・役場本庁または佐賀支所の商品券窓口で、現金と購入引換券を示し商品券を購入してください。
 - ・商品券は、1冊4千円(商品券5千円分:千円×5枚つづり)で、1冊から最大5冊2万円(商品券2万5千円分)まで購入することができます。
 - ・購入可能期間：9月24日から令和2年2月28日まで
- 4

商品券を使用する
 - ・商品券は使用可能な期間中に、町内の使用可能な店舗でご使用ください。
 - ※使用可能店舗は、購入引換券と一緒に一覧表を送付します。
 - ・使用可能期間：10月1日から令和2年3月31日まで

〇お問い合わせ 佐賀支所 海洋森林課 商工係 ☎55-3115